

**町制施行8周年記念式典で、町政功労者、善行者、スポーツ賞の皆さんを表彰しました。
長年にわたるご功績、たいへんお疲れ様でした。誠にありがとうございます。**

去る11月15日（火）の町制記念日に、勝山ふれあいセンターのさくやホールで町制施行8周年記念式典が行われました。これまで町の行政発展に大きく貢献された町政功労者13名、善行者1団体、また、文化・スポーツの面で活躍されたスポーツ賞1名の皆さんを表彰しました。受章された皆さん、誠におめでとうございます！



町政功労賞

山崎 進一（河口） 昭和2年11月25日生

河口簡易水道運営審議会委員7年4ヶ月、河口地区連合自治会長2期4年、地下水保全審議会委

員3期6年、公民館運営審議会委員2期4年、河口総合開発委員会委員3年を歴任するとともに、河口老人クラブ会長を10年務められ、多年にわたり町政の発展に貢献した。

井出 功（船津） 昭和6年4月3日生

旧河口湖町時代より、農業委員会委員を7期18年務められたほか、船津地域振興協議会委員3期5年10ヶ月歴任し、その間船津地区水道運営審議会委員・船津総合開発委員会委員・総合開発審議会委員・土地利用審議会委員を務められ、多年にわたり町政の発展に貢献した。

中村 義孝（河口） 昭和6年6月24日生

旧河口湖町時代から、保護司24年、河口総合開発委員会委員7期14年、河口財産区管理委員3期11年6ヶ月、消防委員会委員4期8年、河口地域振興協議会委員4期7年10ヶ月務められ、またその間河口湖町議会議員を務めるなど、多年にわたり町政の発展に貢献した。

古屋 勝男（河口） 昭和6年9月7日生

旧河口湖町時代から、河口総合開発委員会委員12期23年、河口財産区管理委員5期20年、地下水保全審議会委員3期6年、温泉事業運営審議会委員3期6年、公共下水道審議会委員3期6年10ヶ月歴任し、多年にわたり町政の発展に貢献した。

小河原 彦一（河口） 昭和6年9月10日生

旧河口湖町時代から民生児童委員4期12年、河口総合開発委員会委員2期4年務められたほか、現在も河口総合土地改良区理事長やシルバー人材

センター理事を務めるなど町政の発展に多大な貢献をした。

渡邊 安美（小立） 昭和8年1月2日生

旧河口湖町において町議会議員1期4年、農業委員会委員3年、小立財産区管理委員6年等多くの公職を歴任し、合併後も小立地域振興協議会委員、農業委員会委員、シルバー人材センター理事、交通安全協会支部長等を務められ、多年にわたり町政発展に貢献した。

梶原喜代延（大石） 昭和10年12月14日生

旧河口湖町において大石総合開発委員会委員3期6年、農業委員会委員3期9年、大石簡易水道事業運営審議会委員2年を歴任し、多年にわたり町政発展のため尽力した。

小林華壽美（船津） 昭和11年6月15日生

旧河口湖町において船津総合開発委員会委員3期6年、社会教育委員5期9年7ヶ月、体育指導委員2年を歴任し、多年にわたり町政発展のため尽力した。

井出庄一郎（船津） 昭和11年7月8日生

旧河口湖町時代より、農業委員会委員4期11年、町議会議員8年、総合開発審議会委員、船津総合開発委員会委員、船津財産区管理委員、土地利用審議会委員、都市計画審議会委員等を歴任し、多年にわたり町政発展に貢献した。

外川 民郎（小立） 昭和11年8月21日生

旧河口湖町時代から公共下水道審議会委員2期4年、小立財産区管理委員4年、民生児童委員3年、小立総合開発委員会委員、鳴沢恩賜林組合議員等多くの公職を歴任し、多年にわたり町政発展のため尽力した。

梶原 民博（河口） 昭和11年10月1日生

旧河口湖町時代から、河口簡易水道事業運営審議会委員7期12年7ヶ月、河口総合開発委員会委員4期7年、河口財産区管理委員4年、河口地区自治会長2年等を歴任し、多年にわたり町政発展に貢献した。

渡邊 正人（小立） 昭和11年10月25日生

旧河口湖町において町議会議員2期8年を務められ、その間小立財産区管理委員、公共下水道審議会委員、総合開発審議会委員、都市計画審議会委員等多くの公職を歴任され、その後も町助役、小立地域振興協議会委員、小立乳ヶ崎区長を務めるなど、多年にわたり町政発展のため尽力した。

小河原 豊明（河口） 昭和11年11月7日

旧河口湖町において、河口総合開発委員会委員4期8年、消防委員会委員2期4年、農業委員会委員3年、図書館協議会委員4年を務め、合併後も福祉委員、農業委員会委員を務めたほか、消防団役員を歴任するなど、多年にわたり町政発展に貢献した。

善行表彰

菊水電子工業株式会社（勝山）

富士河口湖町の住民福祉の向上のために、電気自動車急速充電器2基を寄付され、町政発展と環境行政に多大な貢献をした。

スポーツ賞

渡邊 大規（富士ヶ嶺） 昭和63年5月23日生

第16回アジア競技大会カヌースプリント競技

男子カヤックペア 10000m 第3位

2011カヌースプリントアジア選手権大会

男子カヤックペア 2000m 優勝

（ロンドンオリンピック日本代表となる）

男女共同参画社会に関する『標語・俳句・川柳』を募集します。

性別に関係なく、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる『男女共同参画社会』。そんな社会の実現をわかりやすく表現した「標語・俳句・川柳」を皆さんから大募集します。

☆家族一人ひとりがお互いを認め合い助け合う、愛情あふれた家庭

☆性別に関係なく、誰もがいきいきと暮らせる町づくり

☆男とか女とかではなく、「私らしく生きる」って

どういうことだろう？

など男女共同参画に関する内容のものを考えてください。

●応募締切 平成24年1月31日（火）当日消印有効

●応募方法 はがき、FAX、電子メールに住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記のうえ応募ください。

*応募の際の個人情報連絡のみに使用します。

*各地区出張所でも受付します。

●審査方法及び発表

*男女共同参画推進委員会において審査し、入賞作品を決定します。

*入賞作品は男女共同参画啓発の行事や広報活動などに使用させていただきます。

*応募作品の著作権及び使用権は町に帰属します。

*応募作品は返却しません。

*応募作品は未発表のものに限りです。

●応募先及び問合せ先

富士河口湖町役場 企画課 男女共生・国際係

富士河口湖町船津1700番地

TEL 72-11129

FAX 72-10969

E-mail: kikakuka@town.fujikawaguchiko.lg.jp

一人ひとりが心豊かに輝くまちづくり

「経済の国勢調査」です。全国すべての企業・すべての事業所が対象です。

調査票は平成24年1月末日までにお届けします。2月1日以降に提出をお願いします。

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査票に記入して提出する義務があります。
- 提出された内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。

平成24年

平成24年
2月1日
(水)

**経済センサス
活動調査**

経済センサス

検索

第8回富士河口湖町文化祭が盛大に開催されました。

平成23年度、富士河口湖町文化祭が11月2日から4日までの3日間、勝山ふれあいセンターで行われました。

文化の日は、午前9時から文化祭記念式典が行われ、町の教育、文化芸術振興の発展に貢献された3名の方々に、教育功労賞、文化功労賞、覚賞が贈られました。



教育功労賞

わたなべ やすよし
渡辺 泰吉

昭和20年甲府空襲に遭い、精進湖畔に移り住み渡辺看板店を営み、旧上九一色村では、社会教育委員、選挙管理委員を歴任する。油彩については、青樹会会員、太平洋美術会会員、山梨県美術協会の委員として自己研鑽に励み、富士山を題材とした個展を開き数多くの受賞に輝いている。

平成18年旧上九一色村南部の町村合併が行われたが、町の文化協会加入について力を尽くした。富士河口湖町文化協会に加入後は上九一色支部長、町文化協会副会長として尽力、地域の文化向上に多大なる貢献をしている。ことに毎年行われている町の文化祭については中心的な役割を果たしている。

また、文化祭、成人式、ちびっ子広場等の看板を多数制作し寄贈した。行政委員としては、富士河口湖町美術館協議会委員として活躍、町の文化振興に尽くした功績は極めて顕著である。

文化功労賞

とがわ てるしよ
外川 照女

長年に亘り富士山や花をテーマにアクリル画を描き続け、昭和55年・56年には河口湖町の文化祭において、教育長賞、文化祭賞を受賞している。平成2年の富士山グランプリ展では、最高賞のグランプリ賞に輝いている。

昨年、95回記念二科展において初入選、本年も入選を果たした。その他個展や夫婦展、地区公民館祭りの特別展で作品を発表し多くの町民に感銘を与えている。

行政委員としては、昭和61年から富士河口湖町図書館協議会委員として、また平成3年から平成22年まで富士河口湖町美術館協議会委員としても活躍し、幅広く町の文化振興に寄与している。

昭和61年から芽吹きの会に所属し、手作り絵本や大型紙芝居を作成し、図書館、公民館、社会福祉協議会などで発表するなどボランティア活動もしている。このように地域文化の向上に尽くした功績は極めて顕著であり、今後の飛躍にも大いに期待されている。

覚賞

わたなべ かずこ
渡辺 一子

扇巴流舞踊会に所属し修行を続け、準師範代となり日々弟子の指導、助言にあたっている。

富士河口湖町で行われている文化祭、公民館祭り、敬老会等に毎年参加出演し文化向上に尽くしている。また、車椅子ダンスの会員として老人介護施設訪問等、幅広く南都留地区で活躍している。さらに、マッサージ組員として富士河口湖町や富士吉田市の78歳以上の老人を対象にマッサージを年2回以上行うなどのボランティア活動にも参加している。

このように身につけた特技を活かし、社会活動を行うとともに地域文化向上に尽くした功績は大きいものがある。



まちかど情報局

Street corner Intelligence Agency

渡辺おひろさん 百歳おめでとーございます！

小立地区の渡辺おひろさんが、11月10日に百歳の誕生日を迎えました。

町長が訪問した時は娘さん、お孫さん、ひ孫さんも集まり賑やかに100歳を祝いました。

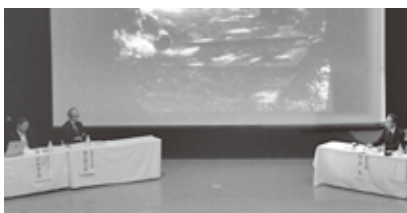


おひろさんは耳が少し遠いですがとっても元気です。バランス良く色々な物をしっかりと食べ、睡眠時間もたっぷりとしているとのこと。庭の草取りも自分でします。当日はとても機嫌よく接待してくれました。
ご長寿おめでとーございます。

富士山世界文化遺産登録推進 シンポジウム開催

11月6日に勝山ふれあいセンターにおいて、富士山世界文化遺産登録推進シンポジウムが開催されました。

山梨学院大学名誉教授椎名慎太郎先生から「富士山は誰のものかー世界遺産としての文化的景観の保存と管理について」と題して基調講演があり、「景観づくり」を中心に町の歴史や文化の今後の視点について考え、富士山を眺める良い景観づくりについてご教示くださいました。



また、パネルディスカッションでは、山梨学院大学教授 今井 久先生をコーディネーターにお迎えし、「富士を振り返り明日を考える」をテーマに椎名先生、株式会社エコビジョンブレインズ代表取締役 田村孝次さん、株式会社船井総合研究所 地域ブランド創造チーム枋尾圭亮さんの3人により郷土の魅力や地域活性化につながるアイデアなどが熱く語られました。

「町長さんと語る会」が行われました。

11月1日、町役場コンベンションホールで、町内の小・中・高・支援学校の児童生徒により、各校の状況や児童会、生徒会の活動を知ってもらうとともに、自分たちの夢や考えを話し、町制に携わる人との意見交換を通じ、よりよい学校づくりや町づくりを目指す姿勢や意識向上を図る取り組みが行われました。

町をどんな町にしていきたいかというテーマでは、「ゴミが少ないきれいな町」、「小さい子ども、高齢者、障がい者などに優しい町」についてお互いに意見を交換し活発な話し合いとなりました。



富士五湖が 国の名勝に指定されました。

平成二十三年九月二十一日付で、富士河口湖町内の河口湖、西湖、精進湖、本町と身延町にまたがる本栖湖、山中湖村の山中湖の五つの湖が

国の名勝富士五湖に指定されました。富士五湖は、「八海巡り」と呼ぶ富士講の水行の場として、富士山信仰の霊場の中核を形成しました。また、葛飾北斎や歌川広重など世界的に著名な浮世絵をはじめ、近世々近代に多くの絵画・写真などの芸術作品の対象となり、特に湖面に映える富士山の倒立像は「逆さ富士」として広く知られ、風致景観が持つ鑑賞上の価値が評価されました。

(文部科学省告示第四百一十一号)



西湖いやしの里根場の登録有形文化財になりました。

西湖いやしの里根場にある、旧渡辺家住宅主屋が十月二十八日に国の登録有形文化財になりました。江戸時代の後期から末期に建造されたと考えられ、明治後期に兜造風に変更されました。昭和四十一年の台風二十六号による土石流災害を免れた、根場集落内に現存する数少ない養蚕農家の建物で、甲州の民家形式を現在に伝える貴重な文化財です。

(文部科学省告示第五百五十三号)



町からのお知らせ

平成23年10月から

「子ども手当制度」が
変更となりました

平成23年10月分から平成24年3月分の子ども手当は、これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、新たに申請が必要で、2月に支給を受けるためには、早めの申請をお願いいたします。

■申請手続 (公務員の方は勤務先に提出)

- 1 申請書 (必要事項の記入・押印)
- 2 申請者の健康被保険者証・銀行口座の写し
- 3 別居している場合等は住民課までお問い合わせください。

■申請場所
役場住民課

各出張所 (11月末まで受付)

■申請期限

※経過措置により、平成24年3月31日までに申請を行った場合、10月分に遡って支給します。

●問合せ 住民課 TEL 72・1114

サルやクマの出没を防ぐため
「柿」をもってください

秋も深まり山村風景に柿が映えるころになると、山にサルやクマの餌が少なくなり、柿をねらって出没するようになり、柿がなくなるまで出没を繰り返す危険があります。

また、サルやクマだけではなく、ハクビシン、アライグマなども出没します。

時には、人に危害を及ぼす場合もあります

ので、サルやクマの出没を防ぐためにも、柿をもうでいただくようご協力をお願いします。(不要であれば、伐採のご検討をお願いいたします。)



また、農作物等で収穫後の残渣(取り残し)などもエサになりますので、処分をお願いします。皆様の協力をお願いいたします。

●問合せ 農林課 TEL 72・1114

住基カード普及拡大キャンペーン!

「住民基本台帳カード」は、公的な身分証明書として、利用できます。

毎月第1・2・3水曜日(午前9時から午後4時)に、申請に必要な顔写真の無料撮影と、住基カード交付手数料を「無料」とするキャンペーンを実施しています。

平成23年4月からは、全国のセブン・イレブンで、住民基本台帳カードを利用して「住民票の写し」「印鑑登録証明書」が取れます。

※平成24年3月31日まで、発行手数料無料
(新規登録のみ)

本人確認できるものをお持ちください。

●問合せ 住民課 TEL 72・1114

広報誌1月号は、自治会長・区長の改選があるため、1月中旬以降の発行となります。

「日本女性会議2011松江」に参加して

流石千賀子

「日本女性会議」は男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探ると共に、参加者相互の交流の促進や情報ネットワーク化を図ることを目的とした全国規模の会議です。

今年10月14日〜16日に松江で開催されました。委員2年目となる今年には推進委員の役割がどのようなものであるか少し見え始め、本大会は大変興味深いものとなりました。その中でも分科会が印象に残っております。分科会は10の分科会に分かれて同時に開催されました。私が参加したのは「災害犠牲者ゼロを目指して(東日本大震災とこれからの社会)」でした。多方面からのパネルディスカッション方式で意見交換され、特に災害弱者を守るという視点で考え、中でも災害に見舞われた釜石市を始め各地で地域防災に取り組まれた群馬大学大学院の片田敏彦教授の「子どもの防災教育」の大切さが心に残りました。震災からの復興も含めて、今後のまちづくりを考えたい時、それぞれの地域における課題や、そこに住む人々が抱えている課題解決の為に男女共同参画の視点は欠かせないものと思えました。今わが国では高齢化が急速に進み労働・経済・社会のあり方に大きな変化をもたらし、今までの制度や仕組みの再構築や新しい枠組みづくりが求められています。世界の流れや日本の課題を確認しながら災害復興、家庭や地域等身近な所から誰もが住みやすいまちづくりの具体的なヒントをいただくことができました。男女共同参画はすべての人がお互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、個性や能力を発揮し、男女ともに自らの行動に責任を持ち、支えあいながら心豊かに暮らすことができる社会です。男性も女性も共に知恵を出し合い生き生き活躍していくことが大切であると思えました。

ふじサンサン

富士河口湖町男女共同参画推進委員会

事業をしている方ならば 知っておきたい

償却資産

申告直前対策
12月号

固定資産税の償却資産って何だ!? ～申告は税務署ではありません～



償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容（取得年月、取得価額、耐用年数等）について、1月31日までに償却資産の所在する自治体に申告する必要があります。

実際に申告するにあたっては、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16（2）等を、個人の方は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等をもとに行ってください。



町の調査と修正申告

町税務課では、皆様からいただいた固定資産税（償却資産）の申告書等をもとに、地方税法の規定に基づき調査を実施しています。この調査は、事業用資産の所有者の方を対象に、事業に関する帳簿書類（固定資産台帳、決算書類及び税務書類等）を拝見させていただき、申告内容との照合・確認等を行うものです。また、地方税法に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

なお、調査に伴い、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年次に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、町の職員が調査に伺った際には、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



町への償却資産の申告受付



町税務課では、来年度の償却資産の申告用紙の配布および発送を12月中旬に予定しています。昨年度の申告のあった方には発送いたします。新しく申告される法人および事業者の方は、町役場税務課に申出ていただければ、償却資産申告用紙をお渡しいたします。

また、平成24年の申告は、平成24年1月31日（火）が締切日となります。早めに準備していただき、正しい申告をお願いします。

償却資産の申告締切日

平成24年1月31日（火）

固定資産研究

償却資産の対象・非対象の注意点

【対象】次に掲げる事業資産は償却資産の対象となります。間違いやすいですが申告対象となります。

- ・福利厚生のに供するもの
- ・外構工事（例：駐車場の舗装工事、境界のフェンス等）
- ・遊休又は未稼働の償却資産であっても、賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供することができる状態にあるもの
- ・改良費、リフォーム費
- ・使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却をしているもの

【非対象】事業用の資産であっても、固定資産税の償却資産の対象ではないものがあります。次の事業用資産は、償却資産の対象から除かれるものです。

- ・土地、建物。
- ・自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ・無形固定資産（例：特許権、実用新案権等）
- ・繰延資産
- ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの
- ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ・法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

これらの取扱いは地方税法341条に基づくものです。申告では注意してください。

（町役場税務課 資産税第二係）

12月は固定資産税の第3期の納期です

町への納税は口座振替が便利でオススメ

町の税金についてのお問合せは、富士河口湖町役場 税務課（TEL 72-1113）へ